

記載要領

● 分娩取扱施設支援事業の概要

分娩取扱施設のうち、令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っている分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行います。

交付額

基準額と実支出額とを比較し少ない方の額の2分の1を交付額とします。

なお、予算の範囲内で交付を行いますので、調整の上決定することもあり得ます。

① 基準額

1 施設当たり、1,160,000円×分娩取扱件数減少率 (%) (※)

② 対象経費

令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費×分娩取扱件数減少率 (%) /100 (※)

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

※ (令和5年度の分娩取扱件数-令和6年度の分娩取扱件数) /令和5年度の分娩取扱件数×100 (小数点以下は切り捨て、15%を上限とする)

1 目的

支援事業実施に向けて準備を進めるにあたり、対象施設の意向等を把握する必要があるため調査を行います。

2 調査対象

以下アからウの要件をすべて満たす分娩取扱施設。

ア 令和7年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること。

イ 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること。

ウ 令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること。

※ 本事業においては、令和7年度に下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設について付の対象外としています。

(ア) 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施す

る産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されるもの

- (イ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業
- (ウ) 令和8年1月30日医政発0130第1号厚生労働省医政局長通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）産科・小児科医療機関等支援事業の実施について」の別添「産科・小児科医療機関等支援事業実施要綱」に基づき、実施する地域連携周産期支援事業（産科施設）

3 記載方法

別添2（回答様式）上で以下の事項を記載してください。

- ① 意向有無等：プルダウンから「あり」、「なし」、「対象外」いずれかを選択してください※。

※「意向有無等」で「なし」又は「対象外」を選択された場合は、②～④について回答不要です。

- ② 医療機関名：貴施設名を記入してください。

- ③ 令和7年4月1日～9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること
：プルダウンから○・×を選択してください。

- ④ 分娩取扱件数：令和5年度及び令和6年度の分娩取扱い件数をそれぞれのセルに記載してください。

※多胎は児の数につき1件（双胎であれば2件）とカウントしてください。また、妊娠22週以降の死産はカウントに含めてください。

- ⑤ 分娩数減少率：左側のセルで自動計算された前年比分娩数減少率が5%以上の施設は、プルダウンにより減少率を入力してください。15%を上限とし、小数点以下は切り捨ててください。

- ⑥ 分娩取扱施設の運営に必要な医師・看護師・助産師に係る下記の経費
：令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・看護師・助産師に係る下記の経費を合算して入力してください。
- ・職員基本給
 - ・職員諸手当
 - ・諸謝金
 - ・社会保険料

4 回答方法

別添2（回答様式）に記入の上、電子メールで次のアドレスあてに御提出ください。
(ouhuku-chiikiiryou@pref.kanagawa.lg.jp)

※ 対象外及び意向のない場合もお手数ですが、御提出いただきますようお願いします。

5 回答期限

令和8年2月20日（金）

6 留意事項

- 本調査回答をもって交付を確約するものではありません。
- 当調査回答内容によって、追加で質問させていただく可能性があります。